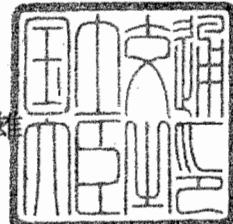




国海総第147号  
平成17年7月14日

交通政策審議会  
会長 奥田 碩 殿

国土交通大臣 北側 一雄



#### 交通政策審議会への諮問について

国土交通省設置法第14条第1項第1号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

#### 諮問第40号

#### 水先制度の抜本改革のあり方について

##### 諮問理由

水先制度は、船舶交通の輻輳する港や交通の難所とされる水域を航行する船舶に専門の知識技能を有する水先人が乗船し、船舶を目的地まで安全かつ速やかに導くものであり、わが国における船舶交通の安全や港湾機能の維持・向上等に寄与しているところであるが、近年における日本人船員の減少傾向に伴う水先人供給源不足への対応の必要性、港湾の国際競争力の向上のためのコスト低減への要請の高まり、船舶交通の安全確保・海洋環境の保全への要請の高まり等の中で、その抜本的見直しが求められている。

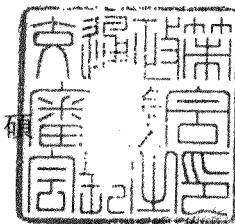
このような中で、国土交通省海事局においては、本年6月にとりまとめられた「水先制度のあり方懇談会報告」を踏まえ、現在、①水先人の確保・養成のあり方、②利用者サービスとして相応しく港湾の競争力向上にも資する業務運営のあり方、③船舶交通の安全等の確保のあり方の観点から検討を進めているところであるが、これらについて、本審議会のご意見を承りたく、諮問するものである。



国交政審（海）第1号  
平成17年7月15日

交通政策審議会海事分科会  
会長 三村明夫 殿

交通政策審議会  
会長 奥田



### 交通政策審議会海事分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し諮問第40号「水先制度の抜本改革のあり方について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき海事分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。